

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和48年12月24日

長野市規則第43号

改正 平成元年1月9日規則第1号

平成6年6月30日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和41年長野市条例第93号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置届)

第2条 条例第3条から第4条までの規定により、駐車施設を附置しなければならない者は長野市駐車施設附置等（変更）届（様式第1号）及び別表に掲げる書類を建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請書の提出の際、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、長野市駐車施設附置等（変更）届を提出した者が建築物（駐車施設を含む。）を改築又は増築する場合において準用する。

3 第1項の規定は、条例第7条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、建築物又は建築物の敷地に駐車施設を附置することができない具体的な理由を明かにした書類を添付しなければならない。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第3条 条例第10条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証書は、立入検査証（様式第2号）とする。

(措置命令書)

第4条 条例第11条に規定する措置の命令は、措置命令書（様式第3号）によるものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて提出された書類の取り扱いについては、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成元年1月9日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する様式等の用紙等は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成6年6月30日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定に基づき存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表 (第2条関係)

書類	記載事項
駐車施設の付近見取図 (縮尺 2,500分の1)	方位、道路、目標となる物件、位置及び条例第3条から第4条までの規定に該当する建築物(以下「建築物」という。)との距離
駐車施設の配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
駐車施設の各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の通路及び幅員
建築物の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
建築物の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
駐車施設の規模に関する計算書	条例第3条から第3条の3までの規定により算定するために必要な数値

長野市駐車施設附置等（変更）届

年 月 日

長野市長 様

住所
氏名 印
連絡先（電話）
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定に基づき駐車施設を附置（設置）するので、次のとおり届け出ます。

駐 車 施 設	1 設置場所								
	2 権利関係	<input type="checkbox"/> 所有地			<input type="checkbox"/> 借地等				
	3 借地等の 所有者	住所							
		氏名							
	4 規模等	<input type="checkbox"/> 条例第3条の適用 <input type="checkbox"/> 条例第3条の2の適用 <input type="checkbox"/> 条例第3条の3の適用（ 式） <input type="checkbox"/> 条例第4条の適用 <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項の適用 <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項の適用		収容台数及び面積		条例第3条から第4条までによる最小値			
			施設台数	施設面積	駐車部分面積				
		建物内	ア	台	m ²	m ²	小型車用	台	m ²
			イ	台	m ²	m ²	内機械式	台	m ²
		建物外	ア	台	m ²	m ²	普通車用	台	m ²
			イ	台	m ²	m ²	内機械式	台	m ²
敷地外		ア	台	m ²	m ²	身障者用	台	m ²	
		イ	台	m ²	m ²	内機械式	台	m ²	
合計	台	m ²	m ²	合計	台	m ²			
建 築 物	5 所在地								
	6 地区・地域	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 周辺地区							
	7 該当条文	<input type="checkbox"/> 条例第3条 <input type="checkbox"/> 条例第3条の2 <input type="checkbox"/> 条例第3条の3 <input type="checkbox"/> 条例第4条							
	8 規模	特 定 部 分	非 特 定 部 分		合 計				
		m ²	m ²		m ²				
9 設置(変更)の理由									
※	確認受付	年	月	日	番 号				
	確認通知	年	月	日	工事完了	年	月 日		
※備考									

注

- ※欄は、記入しないこと。
- アには条例第3条の規定による台数を、イには条例第3条の2の規定による台数を記入すること。

(計算書)

○条例別表第1 中欄の規定による特定部分の面積の算定

- ・特定部分の面積 $\boxed{} \text{ m}^2$ …①
 - ・非特定部分の面積 $\boxed{} \text{ m}^2 \times 1/2 = \boxed{} \text{ m}^2$ …②
- 注;機械室等、共同部分については、按分して各々に加えること。
- ・附置義務対象面積(①+②) $\boxed{} \text{ m}^2$ …③ $>1,000 \text{ m}^2$
- ③の数値を8欄の合計の面積欄へ

○条例別表第1 右欄の規定による数値の算定

※(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に該当する場合)

$$1 - \frac{1,000 \times (6,000 \text{ m}^2 - \overset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2})}{6,000 \text{ m}^2 \times \underset{\text{条例別表第1中欄の規定による面積}}{\boxed{} \text{ m}^2} - 1,000 \times \underset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}} = \boxed{} \dots \textcircled{1}$$

※(周辺地区に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \overset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}}{2 \times \underset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}} = \boxed{} \dots \textcircled{2}$$

①又は②×条例別表第1(かっこ書きを除く.)の規定に基づき得た数値(台数)
 →4欄の条例第3条から第4条による最小値合計欄へ(小数点以下端数切り上げ)

○条例別表第2 右欄の規定による数値の算定

※(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \overset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}}{2 \times \underset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}} = \boxed{} \dots \textcircled{1}$$

※(周辺地区に該当する場合)

$$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \overset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}}{\underset{\text{延べ面積}}{\boxed{} \text{ m}^2}} = \boxed{} \dots \textcircled{2}$$

①又は②×条例別表第2(かっこ書きを除く.)の規定に基づき得た数値(台数)
 →4欄の条例第3条から第4条による最小値合計欄へ(小数点以下端数切り上げ)

○条例第3条の3の規定による床面積の算定

- ・ 10,000 m²を超え 50,000 m²までの面積×0.7= $\boxed{10,000 \text{ m}^2}$ …①
- ・ 50,000 m²を超え100,000 m²までの面積×0.6= $\boxed{ \text{ m}^2}$ …②
- ・ 100,000 m²を超える部分の面積 ×0.5= $\boxed{ \text{ m}^2}$ …③
- ・ 特定用途部分の面積(①+②+③+④)= $\boxed{ \text{ m}^2}$ …④
- ・ 特定用途部分の面積(①+②+③+④)= $\boxed{ \text{ m}^2}$ …⑤

⑤の数値を8欄の特定部分の面積欄へ

様式第2号（第3条関係）

（表）

↑ 6.0センチメートル ↓	年 月 日 交付第 号（使用期間1ヶ年）		
	職 名	氏 名	生 年 月 日
建築物、駐車施設等 立 入 検 査 証			
長野市長		印	
← 8.5センチメートル →			

（裏）

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例抜粋

第10条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物又は駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式第3号（第4条関係）

長野市指令 第 号
年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

様

長野市長

印

措 置 命 令 書

建築物の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第11条の規定により次のとおり措置を命じます。

1 措 置

2 理 由